

○東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の
承認基準

〔昭和59年11月18日〕
教授会決定

改正 平成8年2月8日 平成18年10月26日
平成20年2月7日 平成24年12月13日
平成25年10月24日 令和5年12月14日

（趣旨）

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

（公欠事由等）

第3条 公欠として認められる事由（以下「公欠事由」という。）及び期間は、別表に掲げるとおりとする。

（承認手続）

第4条 公欠事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、別表第5項及び第6項に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 公欠事由に該当して授業を欠席する学生は、所定の手続きにより原則として事前に当該科目の担当教員に届け出なければならない。

（公欠の例外）

第6条 公欠事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（実施細則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年12月14日から施行する。

別表（第3条関係）

公欠として認められる事由	公欠として認められる期間
1 忌引	(1) 配偶者、1親等（父母及び子） 連続する7日間 (2) 2親等（祖父母、兄弟姉妹及び孫） 連続する3日間
2 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止期間
3 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	(1) 裁判員 裁判（公判、評議、評決等）に参加した日 (2) 裁判員候補者 裁判員選任手続のために裁判所に行った日
4 教育実習及び介護等体験	(1) 教育実習 実習期間及び実習校との事前打合せに参加した日 (2) 介護等体験 体験を行う日
5 藝大定期演奏会に参加する出演者	演奏会及びゲネプロ当日
6 その他学部教授会が認めた特別事由	教授会が認めた期間